資料２－１

環廃第　　号
令和３年　月　　日

静岡県環境審議会
　会長　千賀　康弘　様

静岡県知事　川勝　平太

第４次静岡県循環型社会形成計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の５第１項に規定する廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画の内容を包含する第４次静岡県循環型社会形成計画の策定について、同条第３項の規定に基づき諮問します。

担　　当　くらし・環境部廃棄物リサイクル課
電話番号　０５４－２２１－２４２６

（参考）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日　法律第 137 号）

（都道府県廃棄物処理計画）

第５条の５　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

２　廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三　一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四　産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

３　都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとす**るときは、あらかじめ、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 43 条の規定により置かれる審議会**その他の合議制の機関及び関係市町村**の意見を聴かなければならない。**

４　都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

〇環境基本法（平成５年 11 月 19 日　法律第 91 号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 43 条　**都道府県は、**その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、**環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会**その他の合議制の機関**を置く。**

２　前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。